

名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会 第一回ワーキンググループ議事概要

1. 開催日時：平成27年3月16日（月） 15：00～17：00
2. 開催場所：中部運輸局 11階 大会議室
3. 出席者：出席者名簿のとおり
4. 議事概要作成者：中部運輸局自動車交通部旅客第二課

〔開会〕

〔座長挨拶 名古屋大学 加藤准教授〕

名古屋大学環境学研究科の加藤です。

この会は後ほど説明がありますが、名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会の下におかれたWG。協議会の参加者は本日のWGの倍ぐらいの人数がおりまして、とてもいろいろな事について議論するレベルの会議ではない。

この会の重要なポイントとなるところが、タクシーの利用がけっして増えてきているわけではなく、寧ろ利用が減ってきているという中で、どのようにすれば増やしていけるのかといった時に、タクシーが時代に全然あわず必要とされていないのであれば、何をやっても仕方がないが、けっしてそうではないと思う。世の中にはもっと「自由に動きたい」「気軽にお出かけしたい」と思っている、中々そうはいかない方が沢山おられると思う。

一方で、タクシーは非常に自由が大きな交通機関であるが、動きたい方との間で需要と供給の隔たりがあり、どうすればもっと近づけることができ、皆さんにこの名古屋交通圏の中で、他の公共交通機関とあわせて使っていただいて、この地域が活性化していくことにどうすれば繋がるか、タクシー事業者の方は頑張っていたかなければならないが、本来やらなければいけないところを切り詰めて、経営するという事ではないようにしていくにはどうすればよいかということ話し合うときに、やはり利用される方が、実際利用されている、あるいは利用したい、利用していないけど興味があるそういう方々に、タクシーについてももっとこうしたら良いじゃないかというご意見をいただいて、このWGでもっと具体化して最終的には秋ぐらいに協議会で計画を策定するので、実現できるものは実現していく、なかなかできないものは、中長期的に実施していくことをやるための会議なので、是非、気づかれた点があれば、ご意見とか、ご感想を積極的に発言していただければ良いと思っている。

具体的な進め方については、この後、事務局から説明があるので聞いていただき、わからないところがあれば、質問していただければ構わないので、是非この会が終わった後に「よくわからなかったけど終わったな」ということではなくて、せっかくお時間を取って参加いただいているので、この会を有意義にできれば良いと思っているので、座長として良い会議になるように務めたいと思うので、皆さんのご協力をよろ

しくお願いします。

4. 議事概要

(1) ワーキンググループの設置について

【事務局】

- ・ 配付資料の確認

「資料1」WG参加者、出席者、協議会構成員以外の参加者等の説明。

「資料2」WGの目的・進め方を説明。

【加藤座長】

「資料1」についてはWGのメンバー、協議会というものが上にあるが、ここできなかな具体的な議論ができない。利用者の方がメンバーにあまり参加していないということで、利用者の割合を高め、こじんまりしてやっていこうというものがこのWG。

それ故にタクシーを使っていただくためには、どうすれば良いかということを中心に話題として議論したい。

当然、それに対してプロの皆さん、組合の方（乗務員の代表）、タクシー事業者の方が参加しているが、「これについては『できる』『できない』」ということを議論しながら折り合って、できることはやっていくということはこのWGを進めていければ良いと思っているので、遠慮なく思ったことを発言していただければと思う。

議論の内容についてぶれてもいけないので、「資料2」について何を議論すれば良いかというものを4つ纏めたもの。これは、前回の協議会のところで提案したものの。

本日は、WGの進め方について皆さんに解っていただき、WGについては、後2回は必ず開催して、場合によってはもっとお願いする場合もあるが、その時に具体的には意見交換としていろいろとご意見を言っていただける機会をつくる。

この件でご質問とかご意見などありますでしょうか。

特に、協議会の構成員でない方（モニターの皆さん）は初めてですが、何かないですか。他の皆さんも何かありませんか。

後ほど、議論できる時間もありますので、議事の(1)は終わりました、引き続き、議事の(2)「資料3」の説明をお願いします。

(2) 「名古屋交通圏準特定地域」における取り組みについて

【事務局】

「資料3」タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法のポイントを説明

【加藤座長】

「特定地域」と「準特定地域」の違いがおわかりいただけたと思いますが、タクシーについては道路運送法という法律があり、それに基づいて事業が行われるが、

2002年に法律が改正になって、それまで新規参入や事業廃止、運賃の変更は好き勝手に出来なかったが、法改正後は大部分で自由になった。

この狙いとして、当時は規制緩和の流れもあって、緩和した方が競争も活発になってサービスも向上し、値段も安くなって良くなるのではというのがあった。

実際に安い運賃も発生し、タクシーの台数も増えたが、これが行き過ぎた事になって、結果として乗務員の給与や待遇が非常に悪くなり、街中ではタクシー車両があふれ、それだけで渋滞が起きるといったいろいろな問題が起こってきた。

一方で、タクシー自体の競争が激しくなれば利用者も増えるかと思っただが、景気が悪くなったこともあって、それほど増えるわけでもなく、どうしようもなくなり、2009年にタクシー特別措置法が制定され、期間を限定してタクシーの状況を緊急的にどう是正するかということで制定された。

現在は、昨年1月に法律が改正されて、2回目の法律となっているが「特定地域」「準特定地域」を指定し、それぞれ協議会を設ける。

以前の法律での協議会は、どちらかという用語弊があるかもしれないが、業界の皆さんで議論される色彩が強いものであったが、今回の法律では地域の皆さんも含めて活発に議論していただき、タクシーのことを地域全体で考えましょうという色彩が強いもの。

さらに、「特定地域」においてはきれい事を言っていられない。相当にひどい状態なので、強制力をもって独禁法の適用除外というのはそういうことで、基準があてはまっていれば、指定して行っていくものであるが、名古屋はそこまでではなかったということで「準特定地域」ということになった。

「準特定地域」の場合は「活性化事業計画」と書いてあるが、どちらかという利用者をもっと増やす事をみんなで考えることにシフトして、計画を策定しましょうというもの。

本日は4枚目の資料で粗々に事務局が示しているが、この内容のものをどれだけ出来るかということが、このWGの凄く大事な事だと思っている。

例えば、多様なニーズへの対応。「多様とは何」「ニーズとは何」これを具体的に示していかないと、単に「多様なニーズへの対応」と言っているだけでは何も出来ない。具体的にこのように動きたいという人がいるので、その方の心を掴んでどのようにして乗っていただくか、ということを決めていき、最終的に資料の絵がものすごく字が細かくなってくるようなイメージで進めて行き、それらが「安全に安心して利用できる名古屋のタクシー」ということを、全体的に纏めるためにこの半年ぐらいで行っていきたいが、これらが協議会、WGの役割となるが、ご質問、ご意見をいただきたい。

【名古屋タクシー協会 天野会長】

今、事務局から報告があったが、一つだけ誤解を受けるといけないので補足したい。名古屋は「特定地域」の指定対象にはなっていませんが、特定地域の要件について、すべて満たしているわけではないが、いくつかは名古屋も大変、厳しい条件で該当していて、極めて名古屋の地域が経済も活発で、タクシー事業者が潤ってい

るわけではないと言うことを申し上げておきたい。

【加藤座長】

この指標をすべて満たさないといけないということなので、すべて満たしていると相当ひどいということ。名古屋については、すべてではなかった。

全くかかっていないという地域は、全国にほとんどないと思います。そもそも全国的にタクシーが安泰であるという地域は殆どない状態なので、全国的な方法で指標をつくっている。他に何かありませんか。

議事(2)については終了し、次に、議事(3)「準特定地域計画」策定かかる意見募集について、「資料4」「資料5」を事務局より説明いただくが「資料4」については私の名前で意見募集を行うもの。「資料5」はアンケート、「資料6」次の議題になるが、私の名前で要請事項。

これは何を意味しているかという、このWGでは詰めて議論を行いたいが、当然、広く名古屋交通圏のいろいろな方々にご意見を伺いたいために、意見募集を行うというものが「資料4」、「資料6」は自治体の皆さんに是非、意見を出していただきたい、或いは自治体の政策として検討して頂きたいという要請・位置づけになります。

(3) 「準特定地域計画」にかかる意見募集について

【事務局】

「資料4」名古屋交通圏タクシー「準特定地域計画」作成に係る意見募集について(案)について説明

「資料5」タクシー「アンケート」(案)について説明

【加藤座長】

「資料4」については皆さんへの宿題。協議会構成員の方、WG参加者の方、こういう会議を行う場合、書面主義という堅くとられるが、その場で意見を言うだけだと漏れがあったりする場合もあるので、できるだけ事前に考えを纏めて来ていただいて先に出していただく。それを確認しながら、その時に思いついた意見を言っていた方が、折角、貴重な時間を割いて来ていただいて、なおかつ、皆さんの考えていることをどうやって実現、整理していけば良いか考えたら、このような方法が一番良いかなと思う。

さらに、協議会メンバーの方々もWGに意見を言っておきたい部分は当然あると思うので、それを含めて「資料4」で確認したい。本日、参加している方は4月30日までに必要な部分を記入して提出。これは非常に大事なメンバーの役割。

「資料5」の方は、それ以外の一般的にタクシー協会のホームページでアンケートを実施するもの。タクシー会社の方はHPにリンクを、是非、関係のみなさんもタクシー協会のホームページへのリンク、又は宣伝していただきたい。

「資料4」「資料5」の中身について意見等いただきたい。

【全自交 服部委員長】

「資料5」(6)④に「ユニバーサルデザインタクシー」、業界の方はご存知かと思いますが、一般市民に出した場合、何の事が解らない場合もあるので、③「マタニティ（妊婦）タクシー」のように解りやすい言葉を付け加えていただいた方が良いのではないかと。

【名古屋市身障者福祉連合会 橋井理事】

私は視覚障害者当事者です。今回、アンケートとなっておりますが、本日、資料を貰ったところなので、中の説明がすべて解りません。ですから、回答できません。

先程、事務局の方から広く意見を求めたいというご意見がありましたが、ホームページを覗いても、全体的に若い方は解ると思うが、高齢者はどうか、意外に高齢者の方はタクシーを利用するし、私ども視覚障害者は殆ど確実に回答することが出来ない。

点字、或いは音声と言うことになるが、そういった場合はどうすれば良いのか。

障害者を抜きにしてアンケートを実施されるのか、そこをきちんとご説明いただきたい。

【加藤座長】

当然、抜きのはずはない。であったら、呼び寄せる意味もないことですから、非常に重要なご意見。いま、ホームページの提案があったが、一番単純なのはタクシーに積んでおく。障害者の方々についてどのように周知しますか。

【事務局】

大変貴重なご意見をいただきました。協会の方でも視覚障害者等の方について、実際にどのように対応していけば良いか専門的な知識はありません。

その様な中で少しアドバイスをいただければ有り難いと思っておりますし、こういったものも、点字翻訳等どうしたら良いのかということについても具体的な改善策をご教示いただくと大変有り難いと思っております。

【名古屋市身障者福祉連合会 橋井理事】

私自身、視覚障害者協会の役員に就いておりますので、アンケートを関係先に配れば、即座に回答があると思っておりますし、私自身も名古屋市からタクシー券をいただいているし、毎週タクシーには乗っている。回数でいうと、タクシーの利用はここにいる方の中で一番多いのではないかと。年間200回、それ以上使用しているので、自分自身もアンケートは回答したいと思っておりますので、協力の方は是非ともさせていただきますので、お声をかけていただきたい。

【事務局】

日を改めてご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【中日新聞 島田社会部長】

意見募集について、協議会のメンバーなので協力したいと思っているが「宿題である」とか「書かなければならない」という話であったが、ボランティア的に参加させていただいている。

それから、これをどのようにお使いになるか、皆さんから出てきた意見を次回以降の協議についての土台づくりのものなのか。

【事務局】

今、ご指摘のあったとおり提出のあった意見を次回のWGの場で披露させていただき、意見交換をさせていただきたい。

【加藤座長】

議論をきちんと整理して、なるべく皆さんの意見を活かしていくために書いていただくものなので、特になければ「ない」ということでも構わない。

一番避けたいのは、ここには何も記載せず、当日、いきなり話をされると困る部分もあるので、議論の進め方として意見があれば書いていただくと、他の方も意見が言えるし、反映しやすいのではないかと思う。

会議というのは2時間なら2時間が拘束される時間で、2時間の中で意見を言うという方法もあるが、この会議はそうすると発言される方とそうでない方が偏ったり、会議の流れでなかなか発言できない方など、色々出てくると思うので、こういうものを用意させていただいた。

【名古屋工業大学 鈴木准教授】

進め方については特に意見はなくて、アンケートを見て書こうかなと思った時に今回については以下のことについて意見を申し上げたい。「安全・安心に利用できる名古屋のタクシー」、市場規模の拡大、需要喚起、新規需要の構築に向けてここについて書くという理解、ここだけで良いのかというのがあります。

「資料3」の部分で申し上げ損ねた部分があるが、「準特定地域」のところでは活性化事業計画の括弧書きになっていて、「自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施」という文言があるが、アンケートについては入ってきていないが、効率的にしていくということも一つの方策とした時に、先程の趣旨文の3行の中に入っているという理解で良いのか、それとも、これはそういうものではないとしていくのか、そのあたりに若干気になったところ。

【事務局】

最初の趣旨の部分のところですが、どのような取り組みが必要なのかを参考にさせていただいているものなのでタクシー事業者、事業者以外の方々がタクシーの取り組みを活性化させるために、どのようなことが必要なのかを記載していただきたいというのがそもそもの趣旨であり、それを4つの項目に分けてお願い出来ればと思います。

「資料3」の部分ですが「自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施」ということですが、ここの部分につきましてはあくまでも自主的に取り組んで貰うものですが、既に名古屋の交通圏におきましては相当多くの減車実績があります。こういったことも協議会、WGの中で実績、実体的なことを見ていただければと思っております。

あくまでも各事業者が自主的に取り組むというのは、改正前のタクシー特措法の基本的な枠組みであって、今回の改正法の中では自主的な取り組みを継続して取り組んでいく「準特定地域」と、強制力をもった減車の計画を作っていく「特定地域」と2つに分かれていて、名古屋については自主的な供給削減努力を行っていくことなので、そういう内容についても、別途、機会を捉えて報告させていただきたいと思えます。

【名古屋工業大学 鈴木准教授】

アンケートとしては、そこはあまり意識することはないということでしょうか。

【事務局】

ここの部分については、事業者の取り組みとなるのでアンケートとしてはそぐわないのではないかと思っております。

【名古屋工業大学 鈴木准教授】

例えば、これから協議会に参画されている協議会メンバーの方が、公共交通機関として位置付けてタクシーを考えていこうとしたとき、効率的にタクシーを考えていきたいといったところで、何かしら委員の方が事業者側に意見を申し上げる機会が出てくることも考えられるが、このときには、そういう立場の方はものを言っても良いのかなと思っても若干するわけですが、そのようなことについては、実際に数字等を示された後に、意見交換するということであれば必要ないと思うが、その辺りはどうですか。

【事務局】

質問の主旨を勘違いしておりました。

鈴木先生が仰っておられた内容で結構であります。

【名古屋工業大学 鈴木准教授】

「資料5」のアンケートについて、タクシーに乗られた方にも配った方がよいという話がありましたが、タクシーをよく利用されるような施設であったり、そういったところへも配った方がよいのかなと思うので、実施する際の方法としてそういったことも考えていただきたい。

タクシー乗って、そのまま答えていただくと運転手さんの評価になってしまうところは気になりますので、そこはアンケートに一文があった方がよいのかなと思えます。

【加藤座長】

今の最後の話はその通りで、実際、タクシーの車内に置くと「このタクシーはどう」とかになるのであれば、このようなアンケートを実施していますと間接的にしておいた方がよいかもしれない。

或いは、あまりにもたくさん回答が来るとパンクしそうな感じもするので、出来れば「資料5」7・8番の自由記述のところに何か面白いものがあると良いような気もする。

1番から6番のところはデータとして取っておきたいという考えで良いか。

【事務局】

これからのタクシーサービスの方向性を検討するための参考としたい。

【加藤座長】

その辺りが少し難しい。1から6は沢山回答があった方が、非常に信頼性がある。7・8ここは簡潔に書いていただかないと收拾がつかない可能性が出てきて、その辺がいったいどこに、どう置いて、どう書いてもらったらいいかことと関連しそうな感じもする。

【事務局】

タクシーを利用するところへの配布要請という話がありましたので、後ほど個別にホテル協会さんにご協力をいただけないかどうか、お願いにあがりたいと思っておりますので、是非よろしく申し上げます。

【加藤座長】

何かお気づきの点はございますか。アンケートの中身、又はどのように取ったらよいかも含めて。

【中部経済新聞 後藤取締役】

いろいろ資料を配付いただいたが、基本的なこと、例えば「名古屋交通圏」とはどの市町村を含んでいるのか。国の出先によって名古屋圏といった場合、違って来る。何を、どの地域のことを検討するのか。

または、経営状況、台数の話がありましたが、台数の年間推移の変化、業界の売上げの変化、運転手の労働状況等、実情実態を把握したうえでないと、なかなか意見を言うことができない。

【加藤座長】

協議会で「名古屋のタクシー」という冊子を配布し、説明は行っているが、ここでは配布していないので、協議会に参加していない方はわからないので、どういたしますか。

【事務局】

順番に市町村を読み上げさせていただきますので、よろしいでしょうか。

【中部経済新聞 後藤取締役】

そういうことではなく、これから意見を書くうえで必要な資料なので、例えば、事前に配っていただくとか。

データがないと今、読み上げられてここで書き込んでも仕方がない。

【名古屋タクシー協会 天野会長】

タクシー協会の方で、資料を用意してありますので、早速、皆様方にお届けさせていただいて、十分概略をご理解の上で、いろいろなご意見をいただきたいと思っております。

【事務局補足事項（WG）では説明なし】

第2回協議会（27.1.30）の資料一式及び議事概要は、当日欠席した構成員を含めた全協議会構成員宛郵送済。また、協議会構成員以外のWG参加者に同様に資料等郵送又は持参。

【名古屋市身障者連合会 橋井理事】

アンケートはすぐ使われるのか。何度も申し上げたので、ご理解いただけたと思っていたが、資料を確認できていないので、お話しができない。

資料は事前に配布した方が良いと思うし、私もアンケートは色々するが、自分の方に向くようなアンケートの仕方がある。自分の方に有利なアンケートの仕方。

そういう点で本日決まったら、すぐ配るということであれば、内容を確認できていないので、了解はできない。

【事務局】

国土交通省で作成したものの中から、少し項目を削除した内容になっています。

私どもとしてはこのようなかたちで、お願いをしたいと考えております。

橋井様から内容について、確認が出来ないとご指摘がありましたが、それについては後ほど、お話しをさせていただければと思っております。

内容的に、このようなかたちで実施させていただけないかというお願いであります。

【名古屋市身障者連合会 橋井理事】

私はアンケートの中身を確認できていないので、ここでは賛成できないといっているだけです。皆さんがよろしければそれで構わない。

身障者を代表して出席している以上は、確認できないと賛成できないということをご了承願いたい。

【加藤座長】

本日資料を配付しているのですが、このような事は起こりえる。読めていても中身を十分読めていない場合もある。

この場合は、大枠としてこれで良いかどうか確認しておきたいと思う。

「資料 5」については、私も十分吟味していない状態であったので、非常に良くないかたちかもしれないが、大枠で良いとすれば、後ほど皆さんからご意見をいただいて、座長一任というかたちを取らせていただきたい。

そもそも「アンケート等を取ることに自体に反対だ」とか「中身が全然違うのではないの」ということは確認しておきたい。橋井さんには申し訳ないが、確認をしておきたい。

アンケートの前半部分は「タクシーをどれくらい利用するか」「どういうことを気にしているか」「タクシーについて、どう感じているか」という部分があって、後半の方で「どういうタクシーがあると良いか」ということ。最後に自由記述で「どのようなサービスを望んでいるか」このような流れになっております。

「名古屋交通圏」とは、国が決めたタクシーの営業区域の定義。名古屋市を中心とした 17 市町村の範囲内で営業することとなっているので、その範囲で協議会をつくって、どのようにしていくかを検討すること。

愛知県には他にも交通圏があって、それぞれのところで協議会を開催している。

アンケートについては見ていただいて、2・3 日のうちのところでお気づきの点があれば、事務局に言っていただき、その点を踏まえ、私のほうで確定したいと思っております。宜しいですか。

ないようですので、その様な形で進めさせていただきたい。

(4) 市町村及び地域公共交通会議への要請について

【加藤座長】

「資料 6」がありますが、私の名前で「名古屋交通圏」17 市町村に対して、及びその市町村において開催されている地域公共交通会議の会長あてに発出しようとしている文書です。

これは、ここまで説明していなくて良くなかったのですが、タクシーの 2009 年からできた法律、或いは 2007 年に出来ている地域公共交通活性化再生法という昨年 11 月に改正となった法律、この二つの法律によって「タクシーは地域公共交通機関であります」ということが明確に位置付けられている。この法律ができるまでは地域公共交通とは法律上、位置付けられていなかった。

ここが、バス・鉄道と大きく違っていたところで、バス・鉄道は地域公共交通といわれていたが、タクシーはあまりその様にはいわれていなかったし、事業者さん今でもそうだが、地域公共交通であるとの認識が薄い状態。

ところが法律はそうなっている。特に、地域公共交通といえば一番役割として大事なものは自治体。自治体が地域の中で、どのような移動を良くしていくかということ、やっていかなければいけない仕事である。

これは、地域公共交通活性化再生法であるとか、一昨年の 12 月にできた交通政

策基本法にも書かれているので、自治体の皆さんに是非、公共交通の中でタクシーがどうあるべきということについて、考えていただきたいということをお願いし、考えたことについて協議会に提案等をしていただきたいという要請。

もう一点は、地域公共交通会議というものがある。

2006年に改正になった道路運送法において設置された会議。主に、自治体の中のバスについて議論する会議。

17市町村のうち13市町村は設置されているが、その会議において今まではバスであるとか、最近、デマンド交通といったものについてよく議論はされてきたが、バスだけ考えているとタクシーを忘れてしまうということで、会議にはタクシー会社、タクシー協会も参加しているが、タクシーでも出来るのにどうして、バスとかデマンド交通でやってしまうのかという不満を考える方が多かった。

あるいは、タクシー会社からの提案もあまりなかったので、これを機会に地域公共交通会議においても、タクシーのことも考えていただくことを願う文書となっているというのが主旨。

【事務局】

市町村及び地域公共交通会議への要請について「資料6」を説明。

【加藤座長】

このことについては、前回の協議会で私の方から文書でもって発出させていただくことを申し上げましたが、何か疑問、質問等ありましたらお願いします。

【名古屋市 長嶋交通企画課長】

この文書については、要請書についてはいただく側になるのですが、内容について気になるところ、じっくりこない点があります。記1のところの「公共交通機関としてのタクシーの位置づけ及び役割についてのご理解」の部分ですが、いくつか意味があると思うのですが、誤解のないように先に言っておきますが、前文にあります「26年11月の『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律』の改正等において地域の公共交通としてのタクシーの役割が期待される」このことについて全く異議があるわけではないのですが、前回の協議会でも発言させていただきましたが、タクシーの利用の中で例えば、地域によってはバスの代わりに公共交通となっているところもあるし、それから福祉の面で公共的な役割を果たしている運行はあります。

ですが、そうでない利用というのが、タクシーにはあるのではないかと、2面性をもっていらっしゃる気がしており、そこら辺をどういったところが公共交通なのかをはっきり示さない中で、こうした位置づけ及び役割について理解して下さいというのは、なかなか難しいし違和感があるので、公共交通としての役割の部分を示した上で出していただきたいというのが一点目。

公共交通としてのタクシーの位置づけ及び役割のご理解という部分ですが、今言った2面性のもう一つの面、例えば、戻ってしまうのですが「資料3」のなか

で「新規需要の創出・拡大」「多様なニーズへの対応」とあるのですが、すべて公共交通として考えているのかどうか。

例えば、観光等の時に豊かなサービスを提供して、海外の皆さんに喜んでもらうといったような時、タクシーが公共交通になるのかわからない部分もあるのですが、どういうものを目指していくのか、「資料 3」の図にありますけども、全てに公共交通の役割を持たしていくのかどうか、そこらあたりが自分自身よく理解できていないところがあるので違和感がある。

【事務局】

今、2つご指摘をいただきました。

2つ目の方ですが「観光も含めてそうなのか」というご質問ですが、私どもとしてタクシーの使い方については、例えば、夜遅くまで飲酒して終電がなくなったからタクシーで帰る。これも立派な公共交通であると考えています。

また、観光においても特殊な利用をするわけですが、特殊なニーズに対してもきちんと応えていくことも、公共交通としての位置づけと考えております。

最初の質問に戻りますが、役割明示とことですが、タクシーをどのように利用するかということが、すべて公共交通として考えているということをお願いしたいと思います。ご理解いただけましたでしょうか。

【名古屋市 長嶋交通企画課長】

了解いたしました。そうしてみると、全ての交通、例えば、本当にタクシーというのは一人、二人プライベートの方を運ぶということで、その中でいかに公共性を果たしていくのかとなってくると、いろいろな面でかえって厳しいものが公共性に求められるものが出てくると思う。

そうしたことも含めて、公共性を担っているということは十分理解しているけれど、全てにおいて公共性を担うということで、進めて行くということであれば、私どもとしても受け止めてご意見等を申し上げていきたいと思う。

【加藤座長】

「地域公共交通」とは何かということ、私もいろいろな本を読みましたが、結局答えがなくて、確かに引っかかるのですが、かといって定義すると、もっと引っかかる人がでてくるということで、あえて書いてないのではないかと。

地域公共交通活性化再生法第2条を確認すると「地域公共交通」とは「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう」。

じゃあ、公共交通機関とは何なのかということは書いてない。

あえていうと公共交通事業者とは、鉄道事業者、軌道事業者、バス事業者、タクシー事業者、航路事業を営むものという整理。

少しふわっとして、例えば、観光などで至れり尽くせり、その範疇まで公共交通なのかというと、公共交通のうえにいろいろなサービスをのっけているみ

たいなことなのかもしれないが、普通に観光客を運ぶものであっても公共交通であることは間違いない。

あと、自治体側から見ると、それが政策として、税金を注ぎ込むべきなのかどうかの判断は別途、あるのではないか。

そのあたり、タクシーをどこまで自治体でサポートしていただけるのかということを考えていただきたい。

【名古屋タクシー協会 天野会長】

今の位置づけとか役割につきまして、2番目の「タクシーの特性を活かした」これも実際に「タクシーの特性とはなんなのか」そういった疑問も出てくると思うが、タクシーの特性とはいうまでもなく、少し語弊があるかもしれないが「ドア・ツー・ドア」ということと、他の公共輸送機関と違い「24時間活動が可能」、この2点が特に公共輸送機関の中で特異な部分であるので、この部分をどのように活かすことができるか、自治体の方のご意見等お聞かせいただきたいと思っている。

【加藤座長】

タクシーは個別、「公共交通」と「乗合交通」を混同される方がおられると思うが、乗合だとどうしても、いろいろな方が乗られるので平均といったらいいのか、そういう感じで運ぶことになる。

もちろん「ユニバーサルデザイン」だとか「バリアフリー」ということはやっているが、タクシーは個別の交通機関なので、個々に対応が非常にし易いというのは間違いなくある。このような事をどう活かしていけばよいか。

名古屋交通圏はそれほどバスが走らないような地域はあまりないが、もっと田舎だと、タクシーさえ成り立たない地域もあるので、そういったところは個別の交通機関というのは意味が出てくる。

17市町村あるが、2町については協議会への参画の提案をしたが断られた。区域として入っているし、全くタクシーがないわけではなく、駅にはタクシーもいるので協議会に参加してもらうようにやっていきたい。

繰り返しになるが、大きな意味としてタクシーについて自治体に考えていただきたいという願いで、私自身バスの仕事をやってきたが、10数年前はバスも同じであった。

自治体に行って「バスのことを考えてもらわないといけない」といっても「バスなんか勝手に走っているだけ」「赤字が出たなら何とかしてこい」とみたいな考えがかなりあって、バスの担当を自治体の中に必要なものをつくり、それがここ10数年の中で、バスは大事なものとする自治体が増えてきてバスを担当する人や係等ができてきた。

タクシーについても同じ道を進んでいかざるをえないのではないかと。今後の高齢者社会等を考えると凄く大事である。

この協議会はタクシー専門で行うものなので、是非、自治体で考えていただき

たいと呼びかけを行うための文書。

バスについても真剣に考えている自治体、考えていない自治体は県内でも様々ですので、全ての自治体に「タクシーのことを考えて」という強制することはできないが、タクシーが大事だと思っていただけたところには、ご意見を出していただきたいし、政策として考えて欲しいという願いをもって発出する文書です。

記の1については修正して、私の方でチェックしたうえで発出させていただくということによろしいですか。

(5) タクシー運賃と名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会の関係について

【事務局】

「資料 7」タクシー運賃（公定幅運賃）と名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会との関係について説明。

【加藤座長】

運賃については、どのくらい費用がかかっているのかを調べて、そこから上限運賃が決まり、それから下限の幅を取って、その幅の中で決められることとなるが、上限運賃を変えるときには車両数で7割以上の事業者の申請があったときに動き出すが、その時に協議会にどのように考えるのか意見を聴取するので、そうなったときにタクシー業界の状況とかが全くわからないと意見を言えないので、そのようなことについても、ご理解をいただきたい。

ご意見はございますか。

では、議事の(5)は終了し、最後に「その他」事務局から説明して下さい。

(6) その他

【事務局】

「参考資料 1」自動車運送事業別賃金の推移について説明

「参考資料 2」「タクシーモニター」調査結果（平成 26 年）について説明。

【加藤座長】

「参考資料 1」について単位の記載がないが年間賃金は「千円」、時間当賃金は「円」、労働時間の推移については1年間で何「時間」ということで良いですね。

24年のバスについて、年間賃金と労働時間が低くなっていますが、何か原因はわかりますか。

【事務局】

私どもで詳しいことは把握できておりませんが、一説では2つあるといわれておりまして、震災の影響で観光の需要が落ち込んだことと、大きな事故があり、乗り控えが起きたのではないかとということが思いつく程度で、分析は出来ておりません。

【加藤座長】

年間賃金は紫色（全産業労働者）に比べて、運転者というのは低くて、特にタクシー運転者は非常に低い。

時間当たり賃金も同じ傾向で、労働時間は長い。週40時間で52週ですと、2,080時間ですから、それと比べてもかなり上回っている。

あと、モニターの方のとりまとめた調査結果を見ると、名古屋のタクシーは10回の内1回乗るとはずれ。これをいかに0に近づけていかないと、協議会としてかなり重点的に考えて行かなければいけない。

何か、この件についてご質問、ご意見等がありますか。

本日のWGは次回以降何をやっていくか、或いは宿題と僭越ながら申しましたが、次回にどういうご意見を出していただくかというお願いをさせていただいた2時間でした。

事務局の方から次回以降、どう進めていくかについて説明をお願いします。

【事務局】

「資料2」をご覧ください。

2回目、3回目、場合によっては4回目以降が必要に応じてとなっていますが、第2回のWGを5月から6月にかけて皆様方のご意見を集約して、その意見に基づいて意見交換をさせていただきたい。

最終的には第3回、最終になるかどうか未定ですが、9月から10月にかけて取りまとめの意見交換というようなかたちで、「準特定地域計画」に反映していくことをご教示いただきたいと考えております。

【加藤座長】

4月30日が「資料4」の皆さんに書いていただきたいアンケートの締切ですので、それをまとめて資料を作成する時間があるので、5月から6月の次回WGを開催したい。

その資料を見ながら、かなり自由に意見交換をする時間を取り、どのくらい意見が出るかによって、場合によってはWGの開催を多くして、最終的には協議会として、これから3年間で何を重点的にやっていくかを計画づくりまで持っていきたい。

次回以降は皆さんが、発言していただきたく事を期待しています。よろしいですか。

【全自交 服部委員長】

事務局へお願いなのですが、難しい言葉、業界の用語が多すぎる。

業界の中の会議であればよいが、一般の方が入ってこられているのに、専門用語が数多くあり、これで協議をといても中々言葉が出てこない。

極力、わかりやすく、国交省から出ている表現そのままではなくて、資料を出

していただかないと何を言って良いかわからないから、次の言葉も出てこないというふうに思うので、是非、次の時からお願いしたい。

【加藤座長】

これについては、なかなか難しくて最初にそのようなものが出せるかというところは実は結構出せないのではないかと。

本日わからなかったことを書き留めていただいて、後で送付いただくと非常に参考になる。

その意味で次回については、タクシーについて「どう思っていて」「どうなったら良いか」「どうしていくべきか」という議論なので、本日はその枠組みを説明させていただいたが、ある程度難しい部分は残るにせよ、こんな感じであるとしてご理解いただいたということで、次回は皆さんのご意見を言っていただくということで開催したい。他に何かありますか。

それでは不慣れで恐縮でしたが、こういう手作りの形で申し訳ないのですが、協議会にはいくつか参画しているが、けっして誰が偉いとか、誰かに従わなければいけないということではなく、皆さんが対等で、それぞれの立場からご意見を言っていただき、みんなで考え、なるべく多くの方が納得いただけて、良い結果が得られるようなものを作っていくために開くものだと思っているので、臆することなく、何か気づいた点があれば意見を言っていただいて、進めて行きたいと考えていますので、引き続きよろしくお願いしたい。

何かあれば、私の方にメールをしていただくことも構わないし、事務局の方へ言っていただきたい。

次回は5月下旬以降になると思うが、それまでにタクシーにご乗車されるなり、身近な方々のご意見、或いは団体で出てきておられるところは、団体の方で意見を聞いていただいて、次の協議会（WG）に反映していくことをお願いしたい。

【事務局】

本日は時間も押しております。また、天候もおもわしくなく、是非お帰りの際にはお気をつけてお帰りいただきたいと思います。

次回、貴重なご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。